

計画書の作成はお任せください！

きずな

特定相談支援事業所
一般相談支援事業所
障害児相談支援事業所



平成24年4月の法律改正により、障害者総合支援法および児童福祉法に基づく福祉サービスを利用する場合に、どのサービスを・どの事業所で・どれくらい使うかなどの「計画案作成」「計画書作成」や、サービスが合っているかを継続確認する「モニタリング」をする仕組みの「相談支援事業」が始まりました。

きずなでは、こどもからおとなまで年齢を問わず、相談支援事業を通じて計画書が必要なかたをサポートすることができます。

相談やお問い合わせは、お気軽にご連絡ください。

☆ 連絡先 ☆

相談支援事業所 きずな

(町田・嶋村・川合・百鬼・

大畑・杉浦・山下)

電話 (053) - **583-1148**

受付時間 平日：午前8時30分～午後5時30分

住所 〒431-3423

浜松市天竜区渡ヶ島180-3

FAX 053-583-1220

メール kizuna.so-sk@tenryu-kohseikai.or.jp

ホームページ <https://www.tenryu-kohseikai.or.jp/>

☆ 事務所のご案内 ☆

- 遠州鉄道「西鹿島駅」下車後、遠鉄バス『厚生会行き』乗車「福祉工場」下車
- 新東名浜松浜北ICより約10分
天竜厚生会法人本部事務所北側の建物です



- 相談は無料です。
- 個人情報に関する内容は、秘密を保持します。



- 強度行動障害支援者養成研修修了者、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修修了者、医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を配置し、皆さんの相談に対応させていただきます。

生活で困っていること、不安に思っていることなどの相談をうかがい、法制度や福祉サービスの利用を含め、解決方法を一緒に考え、支援します。

≪相談内容≫

- | | | |
|---------|------------|--------|
| ○福祉サービス | ○障がいや病状の理解 | ○生活技術 |
| ○健康・医療 | ○保育・教育 | ○家計・経済 |
| ○権利の擁護 | ○家族関係・人間関係 | |

運営主体



当会は「わたしたちは熱い心・豊かな知識・すぐれた技術で、ひとりを、すべての人をアシストします」をスローガンに、浜松市を中心に静岡県内で高齢者、障がいのあるかた、児童等への施設・在宅・訪問・医療サービス事業を提供しています。